

## 新たな外国人材の受入れの円滑な実施を求める意見書

入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が成立し、平成31年4月から新たな在留資格である「特定技能」が創設され、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある14分野において、31年度で約4万8千人、5年間で最大約34万5千人の新たな外国人材の受入れが見込まれている。

今後、外国人技能実習生の多くが特定技能1号へ移行することが想定される中、その多くが賃金の高い大都市圏へ集中し、地方で働く人材の不足が生じるなど、大きな影響を及ぼすことが危惧される。また、多くの外国人材を急激に受け入れることにより、日本人労働者の雇用に対する不安や日本語の未習熟によるコミュニケーション不足、文化・習慣の相違等によるトラブルの増加が懸念される。

よって、国においては、新たな外国人材を受け入れるに当たり、国民の不安及び新制度の不透明感を払拭するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 山形日本人の雇用や治安に対する国民の不安を払拭し、新たな外国人材の受入れについて理解が得られるよう、新制度全体について速やかに周知し、制度の適正な運用を図ること。
- 2 外国人技能実習生の多くが特定技能1号への移行が見込まれる中、外国人材が大都市圏へ集中しないよう、最低賃金制度の見直しを含め、地方で働く人材の確保のために必要な対策を行うこと。
- 3 日本人労働者、特に女性・高齢者・障がい者などに影響が生じないよう、雇用維持や処遇改善に向けた支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月13日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
法務大臣	山下貴司	殿
厚生労働大臣	根本匠	殿

山形県議会議長 志田英紀